

# 札幌市交通局財務会計システム再構築業務

## 入札説明書

令和5年9月  
札幌市交通局

## 1 本書の目的

令和5年札幌市交通局告示第337号に基づく入札等については、札幌市交通局契約規程、札幌市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 2 告示日

令和5年9月15日

## 3 契約担当部局

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話 011-896-2709

※本入札に関する問い合わせ先は7の(2)を参照すること。

## 4 提出書類等

### (1) 提出書類

別紙1「提出書類一覧」を参照。

### (2) 提出場所

上記3宛

### (3) 提出期限

令和5年10月26日(木)17時00分(送付の場合は必着のこと。)

## 5 入札に付する事項

### (1) 特定役務の名称

札幌市交通局財務会計システム再構築業務

### (2) 調達案件の仕様等

「札幌市交通局財務会計システム再構築業務調達仕様書」(別紙2)による。

### (3) 履行期限

契約締結日から令和7年3月31日まで

### (4) 履行場所

「札幌市交通局財務会計システム再構築業務調達仕様書」(別紙2)による。

## (5) 入札方法

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格その他の条件が最も優れた内容で申し込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札により行うため、入札書及び提案書等（以下「入札書等」という。）を提出すること。本件の入札価格は、委託業務に要する一切の諸経費を含めた総価で入札に付すこと。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 入札参加資格

次の各号により入札参加資格を有すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、上記 4 (3)の提出期限日の前日から起算して 10 日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

### ア 申請先

札幌市財政局 管財部 契約管理課（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

電話 011-211-2152

### イ 申請に必要な書類の入手方法

上記アの場所で交付するほか、下記 URL のホームページからダウンロードできる。

[https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9\\_wto.html](https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html)

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けて

いる期間中でないこと。

- (5) 事業協同組合等がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 本市が定める管理基準（別紙3「個人情報取扱安全管理基準」参照。）に適合する管理体制を有していること。
- (7) 以下に挙げる事業者並びにこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者でないこと。  
「札幌市交通局財務会計システム再構築業務」の受託者（総合評価一般競争入札参加資格確認申請書（様式4）を提出すること。）
  - ・株式会社アフォーダンス

## 7 入札手続き等

- (1) 契約条項を示す場所  
上記3に同じ。
- (2) 契約手続き及び仕様書に関する問い合わせ先  
〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号  
札幌市交通局事業管理部経営計画課経理係 財務会計システム再構築担当  
電話 011-896-2720  
メールアドレス [st-zaimuprj@city.sapporo.jp](mailto:st-zaimuprj@city.sapporo.jp)  
仕様書に関する質問は、電子メールにより送信すること。なお、ファクシミリは不可とする。また、問い合わせ時は質問箇所を明示し、質問の意図を明確にすること。電子メールにて問い合わせを行う際はタイトルを「札幌市交通局財務会計システム再構築業務に係る質問」とすること。
- (3) 仕様書に関する質問期限  
令和5年10月11日（水）17時00分
- (4) 仕様書に関する質問に対する回答の取扱い  
質問に対する回答は、質問者の氏名を伏せたうえで、原則として令和5年10月18日（水）17時00分までに、交通局ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては質問者に対してのみ回

答する。なお、提出期限までに到着しなかった質問書や、本件入札に直接関係しない質問に対しては原則回答しない。

#### (5) 入札書の提出方法

ア 入札書は「入札書（様式1）」にて、1通のみ作成すること。この場合、入札書に記載する日付は作成日とすること。

イ 作成した入札書は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和5年12月15日16時00分開札[財務会計システム再構築業務]の入札書在中」の旨を記載し、上記3宛、上記4(3)の提出期限までに、提案書等と併せて提出しなければならない。

ウ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和5年12月15日16時00分開札[札幌市交通局財務会計システム再構築業務]の入札書等在中」の旨を記載し、上記イで作成した封筒及び提案書等を入れて、上記3宛、入札書等の提出期限までに送付しなければならない。なお、入札書等は、郵便法（昭和22年法律第165号）及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に基づく信書にあたるため、送付する場合は留意すること。

ファクシミリ、電子メールその他の方法による入札は認められない。

エ 入札者は、提出した入札書の修正、再提出、追加又は撤回をすることはできない。

#### (6) 入札の無効

ア 入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市交通局契約規程第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第6条第3項の規定により入札書を受領した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。

ウ 上記4(3)の提出期限以降、落札者の決定までの間に上記6の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札は無効とする。

#### (7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、委任状(様式2)を入札書とともに提出する必要がある。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札の日時及び場所

日時：令和5年12月15日(金) 16時00分

場所：札幌交通局庁舎5階 入札室

(10) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするとき、入札執行職員又はその補助者の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書及び入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

## 8 提案書等に関する事項

本件は総合評価一般競争入札を採用するため、落札者決定基準、業務仕様書等に基づき入札者から提案を求める。

(1) 提案書等の提出場所及び期限

上記 4 に同じ。

(2) 提案書等の提出方法及び記載内容

「提案書作成要領」(別紙 4) によるものとする。一度、提出した提案書等については、原則、修正及び差し替え等は認めない。

(3) 提案書等の作成及び提出に要する費用

すべて入札者の負担とする。

(4) 提案書等の権利関係

入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は入札者に帰属するが、提案書等は一切返却しない。ただし、本業務において公表が必要と認められる場合は、提案書の全部または一部を使用できるものとする。

なお、提案書等の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札者が負うこととする。

## 9 プレゼンテーションの実施

提出された提案書等の内容の真偽や実現性等についてプレゼンテーションを行うこと。プレゼンテーションの日時などは入札者に対し、別途連絡するものとする。

(1) 方法及び時間

プレゼンテーション (15 分) を行ったあと、総合評価委員会の委員及び事務局から提案書の内容について質問 (最大 45 分程度) を行い、入札者はその質問について回答する形式により行う。

(2) プレゼンテーション会場

札幌市交通局 (札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号)

(3) 開催日 (予定)

令和 5 年 12 月 7 日 (木)、8 日 (金)

詳細は入札者に別途通知する。

## 10 落札者の決定方法等

落札者の決定に当たっては、「落札者決定基準」(別紙 5) に基づき提案内容を公平か

つ客観的に評価し、本件にとって最適な者を選定するため、提案内容の評価に入札価格等の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格の制限の範囲内において、入札があった者のうち、総得点の最も高い者を落札候補者として、落札保留とする。下記(7)の審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

(1) 提案内容の評価

「落札者決定基準」(別紙5)に基づき提案内容の評価し、「技術評価点」を付与する。なお、技術評価点の採点は、札幌市交通局財務会計システム再構築業務総合評価一般競争入札選定委員会において、入札者から提出された提案書を公正に評価し、行うものとする。

(2) 入札価格の評価

入札価格等については、「落札者決定基準」(別紙5)に基づき、入札価格に対する点数(以下「価格評価点」という。)を付与する。

(3) 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記(1)及び(2)で評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点数が最も高い者を落札候補者とする。(予定価格の制限の範囲内において、入札があったことが前提となる。)

(4) 合計点数の最も高い者が2以上あるとき(同点のとき)

「価格評価点」と「技術評価点」を総和した総得点と同じものが2社以上ある場合、「技術評価点」が高いものを落札候補者とする。「技術評価点」が同じ場合は、「入札金額」が低い者を落札候補者とし、「技術評価点」及び「入札金額」がいずれも同じ場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。

なお、くじ引きの場所、日時等については、該当する者に別途通知する。また、該当者又はその代理人がくじを直接引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき

総得点の最も高い者を落札候補者とするのが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当と認められる場合、その者から事情を聴取のうえ、合理的な理由がないと認められるときは、その者を落札候補者とせず、次点のものを落札候補者とする。



(6) 参加停止措置への対応

入札書及び提案書等の受領期限から落札候補者決定までの間に、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者は、落札候補者としな

(7) 入札参加資格の審査

ア 参加資格を有することを証する書類の提出

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するため、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記6に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別紙1「提出書類一覧」参照）を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

イ 個人情報取扱安全管理基準（別紙3）に適合しなかった場合

落札候補者が個人情報取扱安全管理基準に適合しなかった場合、総得点が次に高い者を新たな落札候補者として審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(8) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約締結を辞退したとき、又は管理者の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加条件に欠けていたとき。

(9) 落札者の決定

落札者を決定したときは、総合評価に係る審査結果について、入札に参加した者に対し、適当な方法により通知する。

(10) 入札金額の内訳書類の提出

落札者決定後、落札者は速やかに入札金額の内訳が分かる書類を提出すること。入札金額の内訳は以下の項目に分けて具体的に記載すること。

- ・パッケージ費用（カスタマイズ費用を含む）
- ・構築費（SE費用）
- ・データ移行費用
- ・教育・研修費用

## 11 契約に関する事項

### (1) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、業務の詳細や契約締結に必要な協議を行った上で、遅延なく契約を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に管理者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において管理者が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 管理者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

### (2) 契約条項

契約書（案）（様式6）のとおり。

### (3) 契約保証金

要する。契約を締結しようとする者は、契約金額の総額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置（以下「参加停止措置」という。）を行う。

ただし、札幌市交通局契約規程第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

## 12 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 入札保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書及び提案書等を、入札書等の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札に係る苦情申立等

本調達、政府調達に関する協定の適用を受けるため、調達手続き等に関し、政府調達に関する協定に反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面にて札幌市入札・契約等審議委員会へ苦情を申し立てることができる。この場合、札幌市入札・契約等審議委員会の提案等により、落札の取消し、契約締結又は契約執行の停止等があり得る。

(5) 入札にあたっての留意事項

入札者は、札幌市交通局契約規程、入札公示書、入札説明書及び仕様書その他の書類の内容について同意の上、入札を行うこととし、入札の執行又は落札者の決定に関して、賠償等の請求及びその他一切の異議申し立てを行うことができないものとする。